

覚書-5 年度山行計画 作成にあたっての基本方針

過去に起きた問題点、クレーム、不満などを考慮し、8/28の拡大委員会に支部長が提案し、一部修正で承認されました。

2012-8-28 竹尾亮三

2012-10月支部ニュース掲載

2013-2月支部ニュース再掲載

1. 支部山行の日程は支部例会日と重ならないこと。
支部ニュース掲載の個人山行も同様とする。
2. 本部合同山行（A）と本部集中山行（B）は本部から横浜支部に課せられた山行という事情から、会員に積極的な参加の協力をお願いする。
AとBの前後1～2日は原則として他の山行は連続日程にしない。
支部山行に掲載の個人山行も同様とする。
Aは拡大委員会での半年の山行計画決定時に決める。
スケッチ山行は計画用紙を配布する時にお願いする。（下期計画）
Bは4月の第2日曜日と決まっている。今後は年度計画の用紙に記入する。
3. 拡大委員会での山行計画は6～11ヶ月後の山行を会員に知らせる事と本部に連絡する為に作成するものです。ホームページにも掲載し、横浜支部のウォーキングから本格的登山の計画の予定を知らせ、新人の入会促進に寄与させる。日程が未定の山行計画には提出者に日程の早期決定を依頼する。
4. 拡大委員会の調整後に出される支部山行は日程が重ならないこと、1～2日以上空けることを条件に支部山行として追加できる。
5. 拡大委員会の調整では 日程重複は山行の内容を考慮し、拡大委員会の参加者が認め、山行委員が承認すれば重複できる。
6. コース難易度は本部の基準と合わせる。ただし、山道状況により山行係の判断で変えることが出来るとする。
7. 本部合同山行の保険料は本部の事情で、保険料¥100/人を本部に支払います。本部から義務付けられ、会員に課せられた山行の性質を持っています。従って横浜支部会員については、従来の本部集中と同じく支部の費用で支払います。
山行計画の追加や変更は山行委員を通じて行い、山行委員は上記条件を基本に承認する。